

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第5号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年12月21日 09時20分ごろ	
発生場所	鹿児島県錦江湾北部海域 鹿児島本港B防波堤灯台から真方位033° 6,200m付近 (概位 北緯31°38.7′ 東経130°36.5′)	
事故等調査の経過	平成21年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所） ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ひろき丸、1.9トン	
船舶番号、船舶所有者等	KG3-40331（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	機関、航海計器の濡れ損	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、錦江湾北部海域に設置されている養殖施設区域の中で釣りをしている人達の観察を終え、約4～5ノットの速力で手動操舵により帰航中、平成20年12月21日09時20分ごろ、養殖生簀に乗り揚げ、動けなくなっていたところ、集まってきた漁船の波浪により生簀が揺れて転覆した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2.9m/s、視界 良好 海象：上げ潮の初期、波が少しあった	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、養殖施設内を航行中、釣りをしている人達を観察して適切な見張りを行わず、養殖生簀に乗り揚げ、事故に対処するため集まってきた漁船による航走波が発生して、生簀が動揺して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、錦江湾北部海域において、本船が養殖施設内を航行中、適切な見張りを行わなかったため、生簀に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	